

# キャブネット・みやぎ Newsletter



No.48

2016年11月

## 「現行虐待対応制度の限界」

事務局 鈴木 俊博

- 1.はじめに
- 2.基本的な考え方
- 3.理念
- 4.子どもの権利擁護に関する仕組み
- 5.国・都道府県・市区町村の責任と役割
- 6.支援の対象年齢
- 7.新たな子ども家庭福祉体制の整備
  - 1) 新たな子ども家庭福祉体制の全体像
  - 2) 新たな子ども家庭福祉に関する見直しの要点
    - (1) 就学前の保育・教育の質の向上
    - (2) 市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備
    - (3) 通所・在宅支援の積極的实施
    - (4) 母子保健における虐待予防の法的裏付け
    - (5) 特定妊婦等への支援
    - (6) 児童相談所を設置する自治体の拡大
    - (7) 児童相談所の強化のための機能分化
      - (ア) 虐待関連通告・相談電話(189)窓口の一元化
      - (イ) 調査・保護・アセスメント・措置機能の強化
      - (ウ) 支援マネジメント機能の強化
      - (エ) 一時保護・アセスメント機能の整備
    - (8) 子ども家庭福祉への司法関与の整備
    - (9) 子ども家庭福祉に関する評価制度の構築
- 8.職員の専門性の向上
  - (1) 子ども家庭福祉を担う職員の配置・任用要件
  - (2) 子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方
- 9.社会的養護の充実強化と継続的な自立支援システムの構築

2016年3月に社会保障審議会児童部会から「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会提言」が発表されました。

現在の児童虐待問題の課題に対する提言です。

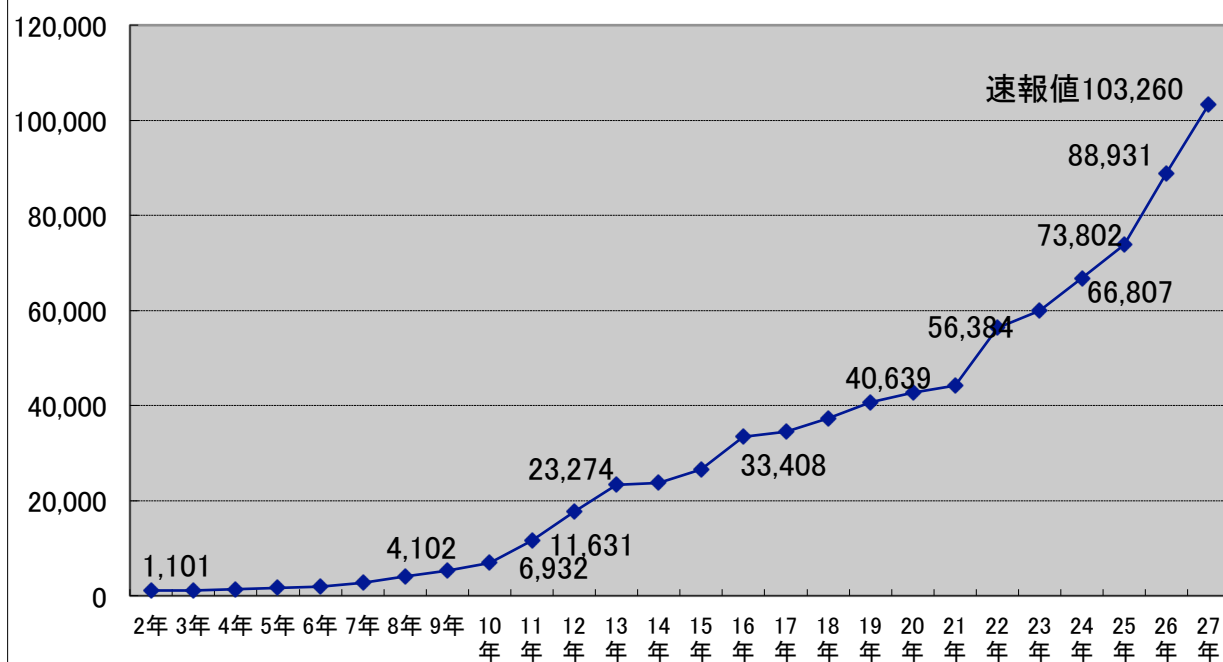
約30項の提言書の主な中身は左記のとおりです。

2000年に児童虐待防止法が制定されて以来、現実の対応で課題になったことを後追いの形で法の改正、指針の改定を重ねてきています。しかしこうした取り組みをよそに全国の児童相談所の虐待対応件数は次項のとおりです。

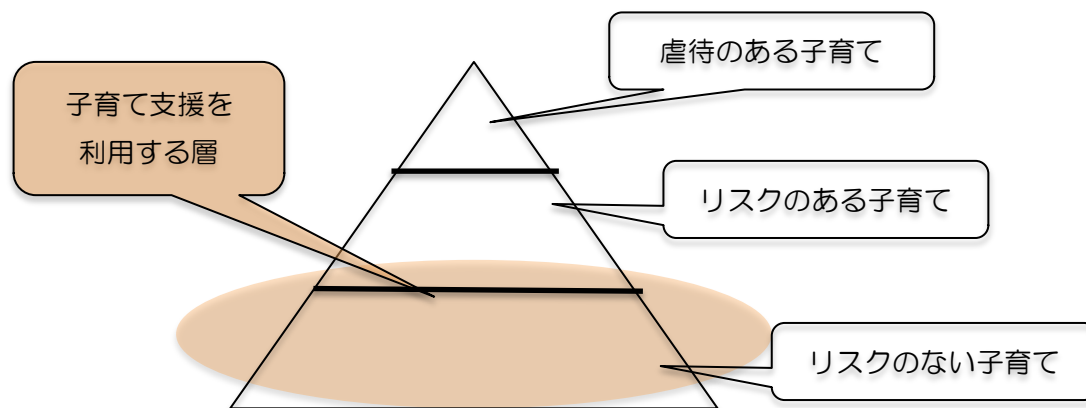
この現状から予防対策が重要だという声が出てくるのは当然です。しかしこの声は一方で問題の本質を見落としていると言わざるをえません。

虐待問題を抱える家族のあり様は国や地方公共団体が「子育て支援」として予算を計上している受け皿に収まらない現実があるからです。

## 児童相談所虐待対応件数推移グラフ



例えば、子育て支援の広場事業や子育て支援センター事業を拡充してもそこにたどり着くのは子育てのストレスを自覚する健康度の高い層の親たちです。そうした親の支援も重要であることは当然です。一方で今子どもを叩いてしまっている親の具体的支援は児童相談所と地方行政の母子保健等の対応強化が連呼されるばかりで、人と予算は現実に見合っていない。



現実の虐待家庭はほとんど自らSOSを出すことはありません。介入し支援関係をつくる入り口で支援者は四苦八苦しています。

子どもの身近にいる地域支援者はこのままでは子どもの健全な成長や発達はやわな心と心痛な思いをしても、児童相談所は親が支援に拒否的だとして介入や積極的関わりに躊躇するというケースが後を絶ちません。問題なのはこの「支援者ネグレクト」ともいべき状況が結果的に次世代の子ども自立に大きな影を落とし、その子ども達が親になり同じ問題を拡大していく構造です。

子育て支援の予算がなぜ虐待対応ケースを減らす効果をもたらさないのか、この構造からも明らかです。

数年ごとの前述したような提言は多岐にわたり、また毎年重篤なケースの検証も行い、毎年同じような報告が出ています。これは現行制度の強化や改善だけでは限界があることを表しています。

制度そのものを変えない限り現状維持のための提言や報告と言わざるをえません。



この国の明治以来の福祉行政は窓口に出向いて困っていることを申告して制度を利用するものです。困ってもいない家庭に入って行き、当事者に困ってもらう支援など想定外であり福祉教育でも教えていません。

児童相談所の専門性が課題だと言われ続けていますが、そもそもこれまでの福祉行政の枠に収まらない仕事がうまくいく道理はありません。

児童相談所の所長は親の同意なしに子どもを一時保護する強い権限を持っています。法的、制度的にそれが整備されていても公務員がスムーズにこの権限を行使できると考えるのは幻想です。

子どもの福祉と健康な成長を最優先して強い権限を行使して守るには、子どもの保護を専門とする部署を新たに創設するのが合理的です。

司法もより迅速に対応するために「子ども裁判所」を創設して、保護専門機関と連携するシステムが必要です。

現行の児童相談所は「親が児童について相談する」ことを前提とした行政機関です。親の意向に背いても子どもを守るという「決意と覚悟」を公務員に求めることに無理があります。

唯一それに近いのは警察行政です。

公共サービスの提供というイメージで一般公務員になった人が児童相談所の虐待対応業務をこなすことを想像してみてください。特にそのための訓練や研修をよほど丁寧を実施しない限り、心身の健康を損なっても不思議ありません。

日本子ども家庭総合研究所が平成 24 年の虐待件数をもとに 1 年間の虐待による社会的損失額を 1.6 兆円と試算しました。新たな制度をつくるには多くの予算が必要です。しかし世代間連鎖による自立できない成人の拡大を考えれば、将来の社会保障費は格段に減らせます。

そのための先行投資は費用対効果から見ても安上がりなはずで。

「あきらめる」の語源は「明らかに見極める」ことだそうです。児童相談所を軸とした虐待対応システムをあきらめるにはもう十分な現状です。

## 2016年6月～9月 活動報告

- 6月 4日 運営委員会  
9日 名取子育て応援団ひよこ ホームビジター養成講座 講師派遣  
11日 第17期 キャプネット・みやぎ総会  
同 相談員定例会  
22日 富谷町要保護児童対策地域協議会 研修 講師派遣  
24日 宮城野区要保護児童対策地域協議会 実務者会議  
27日 太白区要保護児童対策地域協議会 実務者会議  
29日 若林区要保護児童対策地域協議会 実務者会議  
30日 多賀城市若林区要保護児童対策地域協議会 実務者会議
- 7月 6日 泉区要保護児童対策地域協議会 実務者会議  
9日 相談員定例会  
13日 富士通 社会貢献プロジェクト協力 面談  
12日 宮城総合支所 ケースカンファレンス  
14日 富谷町児童虐待防止連絡協議会 第1回実務者会議
- 9月 2日 青葉区事例検討 専門助言会  
同 婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会  
10日 相談員定例会  
17日 運営委員会  
25日 仙台弁護士会 少年法シンポジウム 講師派遣





～楽になりたい子育て～

## コモンセンス・ペアレンティング 普及版 子どもとのコミュニケーションを変えてみませんか！

開催の詳細はホームページをご覧ください。

[capnetmiyagi.org/](http://capnetmiyagi.org/)



### キャプネット・みやぎ 母親グループ

キャプネット・みやぎではどうしても子どもを怒鳴ったり、叩いたりしてしまい、苦しんでいる母親のためのグループワークを週1回実施しています。

詳しくは下記の相談電話までご連絡下さい。



### キャプネット・みやぎ 電話相談

子育てが辛い、苦しいと一人で悩んではいませんか  
そんな気持ちをまず声にしてみましょう！

お電話お待ちしております。

平日 月曜～土曜 10:00～13:00受付

TEL 022-265-8866

会員更新 ご寄附 ありがとうございます。  
平成28年6月～9月 順不同 敬称略

<個人会員>

菅原 ゆり 及川 艶子 川嶋内科医院 安田 敏明 堺 武男 関根 心じ子 菅野 直子  
鈴木 郁代 鎌田 博子 安齋 千佳子 遠藤 和子 松浦 弘子 高橋 節子 久保 徳高  
今泉 倫子 進藤 道子 阿部 和子 岩井 み彥子 佐藤 悦子 増子 よし子 松田 雅子  
梶野 千恵子 戸村 たつ子 畠山 光有樹 遠藤 克子 斎藤 永子 福田 一彦 牛込 範子  
三星 亜子 加藤 裕子 片倉 由美子 佐藤 わか子 窪田 快 佐藤 京子 佐藤 佐知子  
丸山 水穂 田中 恵美子 山田 かつ子 橋本 昭浩 大場 準一  
仙台東ロータリークラブ事務局 平塚 孝子 白鳥 佐和子 渡辺 美保 奥野 早苗

<フラワー会員>

佐藤 徳吉 川越 さと子 高橋 寛 小畑 良幸 鎌田 茂斗子 上村 文子 遠山 敏子  
平上 健 佐藤 仁子

<団体>

NPO 法人 チャイルドラインみやぎ 鳴子保育園 代表 小岩 孝子

<特別>

原 敬造 佐久間 敬子法律事務所

<寄付>

柳川 淳子 仙台コカコーライーストジャパン株式会社 EJFSO 仙台支店 橋本 昭浩 佐藤 和枝

あ り が と う



子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ  
〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平 1-5-20-5F  
半澤・村松法律事務所内  
TEL/FAX 022-265-8867  
mail zimukyoku@capnetmiyagi.org  
URL <http://capnetmiyagi.org>